

アジア 3 R 推進フォーラム第 3 回会合の結果について

平成 23 年 10 月
環 境 省

1. 背景

我が国の提唱（※ 1）により、アジア各国において 3 R の推進による循環型社会の構築に向けて、アジア各国政府、国際機関、援助機関、民間セクター、研究機関、NGO 等を含む幅広い関係者の協力の基盤となるものとして「アジア 3 R 推進フォーラム」が、平成 21 年 11 月に東京で開催した設立会合において設立されました。環境省は本フォーラムの会合を国連地域開発センター（UNCRD）、開催国政府機関とともに主催してきており、今回、第 3 回会合をシンガポールで開催しました。

（※ 1）2008 年 10 月の東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合において我が国から「アジア 3 R 推進フォーラム」の設立を提唱し各国の支持を得ました。

2. 第 3 回会合の概要

（1）開催日程

平成 23 年 10 月 5 日（水）～ 7 日（金）

（2）開催場所

シンガポール Sheraton Towers Singapore

（3）主催

日本国環境省、シンガポール環境水資源省・国家環境庁、国際連合地域開発センター（UNCRD）

（4）参加者

アジア諸国・太平洋島嶼国（23 カ国）

A S E A N 10 カ国、日本、中国、韓国、インド、バングラデシュ、モンゴル、東ティモール、フィジー、キリバス、ソロモン諸島、サモア、パラオ、モルディブ

国際機関及び援助機関

アジア開発銀行（ADB）、アジア工科大学／UNEP アジア太平洋地域資源センター（AIT-UNEP RRC AP）、アジア生産性機構（APO）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、国際労働機関（ILO）、財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）、独立行政法人

国際協力機構(JICA)、国連地域開発センター(UNCRD)、国連工業開発機関(UNIDO)、バーゼル条約事務局、国際廃棄物協会 (ISWA) ほか

その他、NGO、民間企業の代表、専門家等の幅広い関係者約 150 名が参加。環境省からは、高山環境大臣政務官他が参加しました。

3. 結果概要

(1) アジア 3 R 推進フォーラム第 3 回会合結果

「3 R 促進に向けた技術移転～適正な技術の適応、実施、拡大～」をテーマとし、3 R に関する優良事例及び利用可能な技術、3 R 技術の移転促進のための政策的・制度的枠組み、3 R 技術の移転を促進する市場における需要と民間セクターの役割、3 R 技術の移転促進のための国際協力、リオ+20へのメッセージ等について議論が行われました。

その結果、シンガポール国家環境庁のアンドリュー・タン長官の全体議長のもとで、議長サマリー及びその付属文書として「シンガポールフォーラム提言」が取りまとめられました（これら文書の概要は別添参照。なお、これらの文書の最終確定版は、後日、UNCRD の HP に掲載予定）。これらの文書はリオ+20 に対する地域のインプットとして提出される予定です。

また、ベトナム天然資源環境省の代表より、本フォーラムの次回会合をハノイで開催したいとの表明がなされ、参加者の賛同を得ました。

(2) 二国間会合等

高山環境大臣政務官は、シンガポールのビビアン・バラクリシュナン環境水資源大臣及びアンドリュー・タン国家環境庁長官、モンゴルのバトソーリ・ナンツァグ自然環境観光省次官と、3 R・廃棄物処理における課題、水銀対策等について意見交換を行いました。

【 経 緯 】

- 2008年10月 東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合 (ベトナム)
我が国より「アジア 3 R 推進フォーラム」の設立を提唱
- 2009年11月 アジア 3 R 推進フォーラム設立会合 (東京)
- 2010年10月 アジア 3 R 推進フォーラム第 2 回会合 (マレーシア)
テーマ：「グリーン経済と循環型社会に向けた 3 R」
参加：アジア諸国・太平洋島嶼国 23 カ国（大臣含む）、国際機関、NPO民間企業の代表、専門家等
- 2011年10月 アジア 3 R 推進フォーラム第 3 回会合 (シンガポール)
テーマ：「3 R 促進に向けた技術移転～適正な技術の適応、実施、拡大～」

※サイドイベントとして市民連携会合を開催

アジア 3 R 推進フォーラム第 3 回会合 議長サマリー（概要）

1. 意義

アジア 3 R 推進フォーラム第 3 回会合の成果文書として、議長サマリー及びその付属文書として「アジアにおける資源効率的な社会の達成に向けた 3 R に関するシンガポールフォーラム提言」が取りまとめられた。

この議長サマリー及びシンガポールフォーラム提言は、来年 6 月に開催されるリオ+20 に対する地域のインプットとして提出される予定である。

2. 議長サマリー概要

（1）開会挨拶

○高山智司環境大臣政務官は、東日本大震災に対して国際社会から寄せられた協力と支援に対する感謝を表明するとともに、災害廃棄物の処理においてもリサイクル可能なようにできるだけ分別を行っていることを紹介し、持続可能な開発において資源の効率的利用と廃棄物の発生削減が重要であること、3 R の推進において技術は大きな役割を果たしうが市場に委ねては十分な普及が見込めないことから法的・制度的枠組が重要であることを強調した。

○シンガポール環境水資源省のビビアン・バラクリシュナン大臣は、食料、水、大気、鉱物資源、エネルギーは、人類発展の制約要因になるであろうとの見解を示し、廃棄物をただ捨てるものから資源として取り扱い、3 R を実施していくというパラダイムシフトが必要と述べた。

（2）今後進むべき方向

○各国は、アジアにおける効果的な 3 R の推進に向けた合意形成に向け努力すべきである。この目的のために、このフォーラムでは、「アジアにおける資源効率的な社会の達成に向けた 3 R に関するシンガポールフォーラム提言」について満場一致で合意した。この提言は、3 R と資源効率性に関連する幅広い分野と課題をカバーした提言を包括的にまとめたものであり、東京 3 R 宣言及び過去に開催されたアジア 3 R 推進フォーラムの会合で行われた協議を踏まえて作成されたものであり、アジア諸国に対しグリーン経済への移行を促すものである。

○「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（IPLA）」は、地方自治体と技術者及び専門家、民間セクター、国際社会とを結びつけることによって、技術移転を促進するけん引役となりうるものである。

○資源効率性、資源保護、廃棄物減量化、リサイクルプロジェクトを促進するための 3 R 促進に特化した資金メカニズムが必要である。

○電気電子廃棄物、海洋環境におけるプラスチック等の新たな廃棄物には、地

域全体における高い回収率を目指した特別の国内的及び国際的な活動が必要である。

○グリーン調達政策は、環境製品に対する市場の需要を喚起することにより、3 R技術の採用を推進している。このため、公共セクターのみならず民間セクターにおいても、グリーン調達政策の採用を奨励することが必要である。

○関係省庁は、中小企業や他の利害関係者に3 R及び資源効率化技術の有益な側面について啓蒙するため、国際機関、援助機関と共同で、主要セクターにおけるパイロット及び実証プロジェクトを促進すべきである。

○国際協力及び技術移転においては、成熟技術の適用に焦点を当てるだけでなく、新たな技術の開発研究の支援も行うべきである。

○3 R市場を強化させ効率化させるために、各国は、地域内における3 R製品に対する工業標準の開発及び調和を考慮する。

○各国は3 R作業に従事している労働者、特にインフォーマルセクターの労働者のため、労働安全衛生基準を達成するための努力をすべきである。また、労働者が3 R作業において効果的な役割を果たすための能力向上に向け、研修や能力開発の実施を検討すべきである。

○各国は、全てのレベルの教育において、3 R概念を導入するよう検討すべきである。さらに、専門家や従事者のための特別の3 Rカリキュラムを作成すべきである。

○各国政府は、知的所有権（IPR）及び特許の保護を十分考慮しつつ、企業間の技術移転を促す政策及びプログラムを促進すべきである。

○各国政府は、使用済み製品の適切な管理を確実にを行い、製品設計の変更を誘導するため、製造セクターと共同で拡大生産者責任（EPR）システムを検討すべきである。各国は、地域レベルでのEPRの活用を模索する。

○各国政府は官民連携（PPP）によってエコタウン、エコ工業地帯、知識センターなどの3 Rインフラ及びサービスを構築すべきである。

○バーゼル条約、ストックホルム条約及びワイガニ条約を考慮して3 R関連の使用済み製品及び廃棄物の越境移動に対処するための地域及び国際協力を強化すべきである。

○グリーン経済に関係する全てのセクター（特に工業、サービス、農業、運輸、エネルギー、建設、観光、林業、漁業、廃棄物管理、水）における資源効率化の達成において、3 R政策・プログラム・技術が成し得る重要な貢献を考慮す

ると、3Rを主流化するためのセクター別アプローチを検討する必要がある。

3. シンガポールフォーラム提言概要

議長サマリーの付属文書として、「アジアにおける資源効率的な社会の達成に向けた3Rに関するシンガポールフォーラム提言」が取りまとめられた。これは、3R及び資源効率性に関する幅広いセクターと課題に関する提言を包括的にまとめたものである。

(主な提言の内容)

A. 都市・工業地域における3R

1) 都市廃棄物における3R

廃棄物削減のための経済的措置（容積に応じた回収料金制、埋立税、預り金払い戻し制度等）の導入、有機廃棄物の資源としての利用、リサイクル市場の拡大など

2) 工業分野における3R

民間セクターによる資源効率性向上への政策及び支援の拡大、エコタウンの設立、研究開発・知見の共有・技術移転の必要性、地域における資源効率技術の利用のための能力開発など

3) 新たな種類の廃棄物について

海岸地域におけるプラスチック廃棄物問題への対応、E-wasteの適正処理及び違法輸出の防止のための制度の導入、E-wasteに対する拡大生産者責任（EPR）の導入など

B. 地方における3R

4) 農業分野における3R

食糧の生産・流通におけるロスの低減、農業バイオマスの再利用・再生利用の推進、農業政策における省庁横断的な連携による3Rの導入など

C. 分野横断的課題

5) ゼロウェイストに向けたパートナーシップ

廃棄物管理におけるパートナーシップの推進、廃棄物管理における官民の責任と役割の共有、「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（IPLA）」等の国際パートナーシップの効果的な活用など

6) 知識基盤と研究ネットワークの強化

知識基盤と研究ネットワーク強化のための産学官連携の促進、政策立案における市民・民間セクター・学界からの建設的提言を受ける仕組みの導入、国際的ネットワークとの連携による国内ネットワークの強化など

7) 市民の意識向上

NGOや地方自治体と連携した3Rに関する市民の意識向上、環境教育における3Rや資源効率性等の概念の導入、経済的措置の導入等によ

る市民の3R行動の促進など

8) 制度の整備

環境以外の関連省庁の政策における3R概念の統合、省庁間連携の強化、グリーン購入の推進、資源やエネルギーの持続不可能な利用を促進する補助金の段階的廃止など